

# 建設業の事業主のみなさまへ

～労災保険料の申告等にあたっての留意事項をお知らせします～

青森労働局労働保険徴収室



## I 建設業は3つの労働保険の加入が必要で、受けられる給付内容が違います。

- ① 工事現場の労災保険（※元請事業主が加入します。）  
～建設工事現場の労働者が業務上や通勤途上に災害が起きた場合に必要な給付が受けられます。
- ② 工事現場以外の事務所や作業場の労災保険（※元請・下請事業に関係なく従事する労働者がいる場合は加入します。）  
～建設工事現場以外の業務を行う労働者が業務上や通勤途上に災害が起きた場合に必要な給付が受けられます。  
工事現場以外の業務とは次のとおりです。
  - ・ 工場や作業場で（特定の現場のものでない）製品をつくる
  - ・ 作業場や資材置場で片付け、整理、道具の手入れ
  - ・ 営業、事務業務（会社の経理等）
- ③ 雇用保険（※元請・下請事業に関係なく、該当する雇用保険資格者がいる場合は加入します。）  
～労働者が失業した場合に必要な給付が受けられます。



## II 労災保険料の算定方法は、年度更新時に送付されるパンフレットに記載または厚生労働省ホームページに掲載されていますが、留意事項は次のとおりです。

- ① 工事現場の労災保険
  - ア) 工事に従事する全ての労働者（下請・孫請等の労働者含む）の賃金総額が把握できる場合  
～賃金総額に労災保険率を乗じて算定します。
  - イ) 工事に従事する全ての労働者（下請・孫請等の労働者含む）の賃金総額の把握が困難な場合  
～事業の種類ごとに定められた労務費率を用いて計算した人件費相当額に労災保険率を乗じて算定します。



- ② 工事現場以外の事務所や作業場の労災保険
- ア) 営業・事務専任の労働者の場合  
～営業・事務専任の労働者の賃金総額に労災保険率を乗じて算定します。
- イ) 工事現場と、工事現場以外の業務（営業等）との兼務の労働者の場合  
～業務日報・出勤簿などで、それぞれの就業時間を分けて記録し、工事現場以外の業務に係る賃金総額を計算して、その額に労災保険率を乗じて算定します。
- ウ) ア)とイ)の労働者がいる場合  
～ア)とイ)の労働者の賃金総額の合計額に労災保険率を乗じて算定します。

### Ⅲ 労災保険率の適用にあたっての留意点は次のとおりです。

- ① 建設業は各工事の内容により保険料率が異なります。  
契約書上の名称にとらわれず、完成されるべき工作物又は主たる事業により業種の種類を決定し、保険料率を適用することになります。
- ② 施主と直接請負契約を交わした元請工事（民間工事、少額工事、請負契約書の無い工事等すべて）であって、直接雇用の労働者または下請等事業場に労働者がいる場合は申告対象です。  
また、共同企業体の場合は次のとおりとなります。
- ア) 甲型（共同施工方式）で受注した工事  
～単独有期事業として1工事ごとに別に申告が必要です。
- イ) 共同企業体（乙型（分担施工方式））で受注した工事  
～それぞれの会社の一括有期事業として申告します（請負金額が1億8千万円以上の場合は単独有期事業となります）。
- ③ 業種の種類で特に注意が必要な工事等は次のとおりです。
- ・ 道路等の除雪作業、建築物の雪降ろし、除排雪作業は「37 その他の建設事業」です。
  - ・ 既設建築物の外部での高所作業を伴う工事は「35 建築事業」、主に内部において行う設備工事等は「38 既設建築物設備工事」です。
  - ・ 工作物に使用されている資材をそのまま用いて再度使用することを前提として解体する工事は「35 建築事業」、上記に該当しないものは「37 その他の建設事業」です。
  - ・ 水道本管等の布設工事（屋内建物への引込み工事のみの場合を除く）は「37 その他の建設事業」です。



不明な点は青森労働局労働保険徴収室（017-734-4145）または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

